

TEISO TOYOKA NEWS

2016年12月号 VOL.94

 企画・発行：(株)テイソトヨカ 四日市技術研究所
 掲載している記事の無断使用を禁じます。

 〈URL〉 <http://www.teisotoyoka.com> 〈E-mail〉 info@teisotoyoka.com

HACCPの制度化

今年も残り少なくなりました。全国で鳥インフルエンザ発生のニュースが報じられています。愛知県でも東山動物園で飼われている鳥類が感染死しました。これ以上蔓延しないことを祈るばかりです。さて、今月は、HACCP制度化について記述したいと思います。

消費者は、食品を信頼して購入します。食品を取り扱う業種では、安全の土台があってこそ安心できる食品を提供できると思います。特に、食品製造事業者にとって、食品の安全を構築する HACCP (ハザップ: Hazard Analysis and Critical Control Point) を導入する重要な時期を迎えています。日本の食品衛生管理は、他の諸外国と比べても決して低いレベルではありません。しかし、海外から求められる食品安全基準に対応するには、コーデックス委員会が推奨する HACCP の 7原則 12 手順に沿ったコーデックス HACCP の普及・構築が不可欠となっています。日本経済を成長させるには、国内需要だけ頼るのではなく、日本の農産物の海外輸出や日本食の海外展開などの経済戦略が求められる時代です。すべての食品事業者は、世界基準であるコーデックス HACCP の食品衛生管理システムを実施しなければならない時が来ています。また、厚労省は、HACCP 義務化という言葉ではなく、世界基準の衛生管理である HACCP を当たり前実践しなければならないので、HACCP の制度化という使い方をしています。

厚労省は、2016年3月7日に第1回食品衛生管理の国際標準化に関する検討会を開催し HACCP 義務化に向けた活動をスタートしました。9月20日第8回検討会では「取りまとめ骨子案」に関する討議がされ、概ね了承されました。10月14日には「中間取りまとめ」を発表し、パブリックコメントの終了後、12月14日に第9回検討会を開催し「取りまとめ」に関する討議がなされました。そこでは、中間取りまとめの誤解を与えるような部分に説明を追加した程度で大きく変わりませんでした。年末までに、最終取りまとめをして、1枚程度にまとめた要旨も添付した形で、公開されると聞いています。

HACCP 導入は、中小事業者の今後の事業展開に大きな影響を与えることになるでしょう。中間取りまとめに、中小事業者への HACCP 導入の意識や対応について記載されているのは、HACCP を導入し運用・実践するためです。今の段階では、小規模事業者の基準も中間取りまとめでは明確になっていませんし、小規模事業者を含む食品等事業者が HACCP 導入に取り組むことができるように十分な準備期間を設けることとなっています。国際標準化の検討会の資料にある「食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査」(表1)によると、中小事業者の HACCP 導入が進んでいないことがよくわかります。食品製造業の HACCP の普及状況は、食品販売金額 100 億円以上の大規模層では、すでに約8割の事業者が導入済みですが、1~50 億円中小規模層では約3割しかありません。

表1 食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査(農林水産省)

	全体	中小規模層	(参考) 大手層	
		(1億~50億円)	50~100億円未満	100億円以上
平成18年度	15%	16%	68%	73%
平成22年度	19%	22%	77%	73%
平成23年度	24%	27%	67%	76%
平成24年度	24%	27%	80%	84%



出典:平成18年度は「食品産業動向調査」、平成22~24年度は「食品産業における HACCP 手法の導入状況実態調査」(農林水産省調べ)

すべての食品事業者を対象とする手段や実際に現場で HACCP の運用状態を確認する人材の問題など、そのほかにも多くの課題が残されています。9月20日の時事ドットコムニュースによると、「厚生労働省の有識者検討会は HACCP の導入を食品関連事業者に義務付ける中間報告案を大筋で了承した。2018年の通常国会に食品衛生法など関連法の改正案を提出し、数年後の実施をめざす。」と配信しています。2020年東京オリンピックでは、食の安全・安心を提供する仕組みとして HACCP が中心になることは間違いありません。弊社では、PCO の衛生管理だけではなく、中小事業者でも HACCP 導入から構築・運用ができるようにサポートさせていただきますので、お気軽にご相談下さい。(O.K)



今月のオススメ サイプレスクリア：広範囲の散布から手指の消毒まで幅広く使えます



ホテルのお部屋から厨房や実験室まで幅広い範囲に使用することが出来るアルコール系消毒剤です。シャットノクサスの液剤として使える他、ディスペンサーボトルに入れて手指の消毒剤としてもご使用いただける使用範囲の広い商品です。お問い合わせはお気軽に、お待ちしております。

自然の復元力 Vol. 74

昆虫には脳がありますが、大変小さいので、哺乳動物が行うような高度な意思決定を個体レベルで実行できません。アリやハチの集団行動は、餌場と巣の間の行き帰り、或いは、新たな巣への引っ越しの際にみられます。新たな餌場は巣の活動エネルギーを確保することを目的として、新たな巣場所への移動は、新たな巣候補場所が外敵による攻撃の心配がない安全な場所であることや、餌が容易に採取できるなどの条件を満たし、新たな巣に転居したコロニーは益々繁栄することを目指した移動であるに違いがありません。このようにしてコロニーが新天地に向けて移動するときには集団的意思決定が必要になります。

小さなアリ*が集団の運命を決定する集団的意思決定を求められる時、個体の能力が低いアリどうしているのでしょうか？その答えは、多数決による意思決定が行われ、合理的な判断がなされています。具体的に、過半数による多数決なのか検証は十分ではないようですが、個体集団の意思が個々の個体の意思の積み上げによって、積み上げが多い方に進路が選択されていくという方法です。

集団の意思決定を行う際に、多数決がよいか、悪いかを考えると、1個体が正解する確率が偶然正解を選ぶ確率より高いとき、多数決で正解が得られる確率は、1個体が意思決定するより高い結果になります。多数が選択した方がより正解率が高まると思われそうですが、個体が正解する確率が偶然を選ぶより確率より低い場合は、多数決は逆に間違った選択が高くなるので、多数決が万能とは言えません。また、根本的にどうしようもない多数決の欠点は、集団の決定まで時間が掛り過ぎであることでしょう。この様に、昆虫は集団の意思決定の際になぜ多数決を採用しているのでしょうか？確率論をもとに解析すると、個体はある確率で間違いを起こすこと、特に昆虫のような個体の能力が低い動物では、多数決による方法の方が間違いを生じるリスクが少なくなるからです。

ところで話が変わりますが、昆虫の社会性の定義はご存知ですか？昆虫は前述しましたように、地球上で最も繁栄している動物群で、多様化が進んでいます。彼らの生活パターンを①共同育児(同種の複数個体が共同して子を育てる)、②世代重複(世代の異なる個体が労働に寄与する)③繁殖分業(繁殖する個体と繁殖に関与しない個体が存在する)の三つの条件に分け、すべての生活様式を持つ昆虫種を本当の社会性と定義して「真社会性」と呼び、社会性の発達段階によって、「半社会性」:①と③を有すグループ。「擬似社会性」:①のみ有すグループ。「亜社会性/段階Ⅰ」:社会性がないグループ、「擬似社会性/段階Ⅱ」:②のみ有すグループ、「擬似社会性/段階Ⅲ」:①と②を有すグループ、というように社会性の条件によって、定義・分類しています。ご参考までに。(Sin)

(注)* C.B.Williams(英昆虫学者)は、地球上のアリの総数は約100京匹と推計しています。アリの平均体重は1~5mgであることから、地球上のアリの総重量は人類の総体重にほぼ匹敵します。

引用・参考図書:「面白くてねむれなくなる生物学」長谷川英祐著。(株)PHPエディターズ・グループ

・「昆虫の生物学」松香光男、大野正男、北野日出男、後閑暢夫、松本忠夫共著。玉川大学出版部

今月のオススメ シャットノクス・ミニ:火気の近くでもアルコール製剤を安心して使える消毒用機材



炭酸ガスポンペを搭載し、電源が不要なので、室内に持ち込んで広い範囲の消毒を行なうことができます。二酸化塩素系製剤のほか、高濃度アルコール系製剤のサイプレスクリアなども使用することが出来ます。

本製品は液化炭酸ガスを使用して超微粒子状に高濃度アルコールを散布が出来、また炭酸ガスは散布時にアルコール系製剤に含まれることによって消化剤と同じ効果を示し、火気の近くで散布しても引火する危険性はありません。お問い合わせはお気軽に。お待ちしております。



Eco Friendly Pest Management
自然にやさしい総合的有害生物管理
株式会社テイソトヨカ

IPM・コンサルティング・異物同定分析

有害生物(ネズミ、ゴキブリ等)管理・ノラバト飛来防止施工

〈URL〉 <http://www.teisotoyoka.com> 〈E-mail〉 info-teiso@teisotoyoka.com

本社・名古屋東営業所	〒468-0045	名古屋市天白区野並2丁目334番地の2	TEL 052-891-8311	FAX 052-891-8440
名古屋西営業所	〒453-0818	名古屋市中村区千成通4丁目18番地	TEL 052-482-6591	FAX 052-482-8778
三重営業所	〒510-0863	三重県四日市市大字塩浜4005番地1	TEL 059-345-3571	FAX 059-345-3572
岐阜営業所	〒501-6264	岐阜県羽島市小熊町島4丁目61番	TEL 058-392-6454	FAX 058-392-6407
北陸営業所	〒920-0356	石川県金沢市専光寺町47番地1	TEL 076-266-6474	FAX 076-267-6480
富山営業所	〒939-8261	富山県富山市萩原42番地1	TEL 076-481-6474	FAX 076-481-6471
新潟営業所	〒950-0993	新潟県新潟市中央区上所中2丁目1番7号	TEL 025-283-6474	FAX 025-283-6497
四日市技術研究所	〒510-0863	三重県四日市市大字塩浜4005番地1	TEL 059-325-6431	FAX 059-325-6430